

## 山梨県新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業費補助金Q&A

Q1 医師7,550円、看護師等2,760円とあるが消費税はどのように考えますか。

A1 消費税も含めた上限額になります。

Q2 移動時間や休憩時間を含めてもいいですか。

A2 移動時間や休憩時間は含みません。派遣した医療従事者が集団接種会場で業務に従事した時間数に応じて上限額が決まります。

Q3 接種会場での従事時間が6.5時間の場合、上限額はどのように計算しますか。

A3 例えば医師で6.5時間勤務した場合、7,550円/時間×6.5時間が上限額となります。

Q4 派遣する医師や看護師等に対して市町村から謝金（旅費等）が支給されるが、これに加えてさらに今回の補助金が支給されますか。

A4 本事業の補助金と他の補助金で対象経費を重複して補助を受けることはできませんので、派遣元医療機関において、本事業の補助金を充当する経費と、他の補助金を充当する経費が重複しないようにそれぞれの用途を切り分けて整理するようにしてください。

Q5 A病院には診療所が複数あり、診療科ごとに休診日が異なる。（A病院として休診日は日曜日のみ、B診療科の休診日は木曜日と日曜日）B診療科の医師が木曜日に集団接種会場に派遣される場合に、A病院は休日の集団接種会場への派遣として補助対象となりますか。

A5 「時間外・休日」は「当該医療機関が表示する診療時間以外の時間」及び「休日」が該当するものであり、特定の診療科が休診であることをもって補助対象となるものではありません。

Q6 医療機関が休診についてあらかじめ表示した上で医療従事者を集団接種会場に派遣した場合は補助対象となりますか。

A6 「時間外」として対象になります。

Q7 都道府県が設置する大規模接種会場への派遣は対象となりますか。

A7 都道府県が設置する大規模接種会場への派遣についても補助対象となります。

## 山梨県新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業費補助金Q&A

Q8 職域接種会場への派遣も対象となりますか。

A8 職域接種は対象となりません。

Q9 医師が1人しかいない医療機関（医師＝事業主の場合）等については、派遣元の医療機関に対する補助と整理すれば補助対象となりますか。

A9 補助対象となります。

Q10 個人事業主の場合、自院から自らに対して基本給や諸手当を支給しているとは考えにくいですが、補助金を申請できるケースとしてはどのようなものを想定しているか。

A10 集団接種に従事するために医療機関を休診にした場合において、雇用する看護師を有給扱いにして基本給を出した場合に、その基本給分などが考えられます。

Q11 医療機関が昼休みとしている時間に従事した場合は対象となりますか。

A11 「当該医療機関が表示する診療時間以外の時間」であれば対象となります。